

令和8年度
札幌市農業支援センターの利活用に係る
トライアル・サウンディング 実施要領

提案募集期間：令和8年2月4日（水）～2月20日（金）

札幌市経済観光局農政部
令和8年（2026年）2月

1. 調査の目的と効果

(1) 調査の名称

令和8年度札幌市農業支援センターの利活用に係るトライアル・サウンディング

(2) 対象施設

札幌市農業支援センター（札幌市東区丘珠町569番地10ほか）※資料1参照

(3) 調査の背景

札幌市農業支援センター（以下、「支援センター」という。）は、平成7年度にサッポロさとらんどの生産支援ゾーンとして開設され、農業者への優良品種や新技術の導入・普及指導、化学肥料や農薬の低減など、札幌の農業振興に貢献してきました。しかしながら、近年の農業を取り巻く環境は、社会情勢や国・道による支援体制の変化、気候変動、さらには農業者の高齢化や担い手不足といった要因により大きく変化し、多くの新たな課題が生じています。そのため、支援センターには、これらの環境変化と課題に対応するための新たな役割が求められています。同時に、札幌市は企業や大学、研究機関が集積する北海道の中心都市であり、スマート農業技術や新しいビジネスアイデアの創出等を通じた、農業の課題解決の拠点としての役割が期待されています。

このような背景のもと、支援センターは、令和7年度に行った札幌市農政部（以下、「農政部」という。）の機構改革及び栽培試験等の業務見直しにより、圃場など一部施設が未利用の状態にあることから、既存施設を有効活用しつつ、民間事業者の力を活かした新しい支援センターの運用を検討することとし、令和7年度よりトライアル・サウンディング※を開始しました。

令和7年度のトライアル・サウンディングでは、複数の民間事業者が参画し、農政部が掲げる施策の推進及び農業課題の解決に寄与する多様な取組が実施され、支援センターが持つポテンシャルが改めて確認されました。令和8年度においても、未来に向けた札幌・北海道農業の課題解決を実現するため、民間事業者とともに今後の支援センターの利活用について引き続き検討を進めます。

※トライアル・サウンディング：

自治体などが利活用を検討中の公共施設や未利用地について、実際に民間事業者が対象施設を暫定利用することで、その結果をもとに事業・企画の実現性や課題を把握し、プラスアップする調査手法

(4) 調査の目的

本調査は、次の取組の方向性に基づいて、支援センター施設（一部）の使用を希望する事業者に暫定的に使用してもらい、民間需要の把握、施設の立地条件や使い勝手等の確認を行うことにより、今後の支援センター利活用の参考にすることを目的とします。

【取組の方向性】

①多様な担い手の確保に取り組む

例：スマート農業技術の実証実験・導入支援、農福連携の仕組みづくり等

②新規就農者支援の拠点とする

例：研修農場としての活用等

③持続可能な農業の推進を支援する

例：伝統野菜の普及啓発、鳥獣被害対策、環境負荷の低減、

先進的農業技術の普及、植物由来の新たな製品の創出に関する取組、

農業を通じた地域経済の発展に寄与する取組

(5) 本調査により期待される効果

①参加事業者のメリット

- ・支援センター施設の活用が自社の事業展開地として有効か、事業コンセプトがマッチしているか、確認することができる。
- ・立地や使い勝手、必要な設備、投資額等の感覚をつかみ、事業計画が立てやすくなる。
- ・本格運営ではなく短期間での実施により、リスク負担を少なく試行することができる。

②市のメリット

- ・事業者のノウハウやアイデアを活用した検討ができる。
- ・事前に課題やニーズを把握することができる。
- ・民間事業者のニーズに即した公募条件等の検討ができる。

2.調査実施体制

本調査は、農政部が主体となり、農政部が掲げる施策を推進する取組のほか、札幌・北海道の未来の農業に向けた課題解決及び地域の経済活性化に結び付く取組を推進します。

特にスタートアップやIT事業者など様々な民間事業者との取組みが想定されることから、以下の部署及び機関の協力を得て実施します。

組織	役割	備考
札幌市経済観光局農政部	主管（全体調整）	
（一財）さっぽろ産業振興財団	協力 (募集、審査等)	スタートアップ関係

3.施設等の情報

(1) 使用対象施設・機械 (※資料2、資料3、資料4参照)

①ほ場 (畠)

施設	数量	内訳・備考
ほ場	8,880m ²	R-2: 1,200m ² 、R-4-2: 120m ² 、 R-4-3: 120m ² 、R-6-4: 120m ² 、 R-7-2: 2,220m ² 、R-9-1: 900m ² 、 R-10: 4,200m ²
ほ場 (有機栽培)	1,500m ²	R-1: 1,500m ²
ほ場 (花木類)	900m ²	R-3: 900m ²
ビニールハウス	4棟	PH-2: 180m ² 、PH-3: 180m ² 、 PH-4: 180m ² 、PH-9: 180m ²
ビニールハウス (アスパラ)	1棟	PH-12: 180m ²
枠試験圃場	104枠	R-8 1枠: 1.6m×1.6m

②建物等

施設	数量	部屋	内訳・備考
農業支援センター事務所棟 (事務所棟)	1,373m ²	事務室 (1階)	194m ²
		会議室 (2階)	102m ²
		トイレ (1、2階)	多目的トイレあり (1階)
野菜・花き作業管理棟	1,032m ²	選果室 (1階)	90m ²
		トイレ (1階)	
順化温室	168m ²		順化作業棟は対象外
屋外トイレ			車庫横

③機械

種類	メーカー・型式	数量	備考
トラクター	イセキ TV157	1台	耕うん・整地用
	クボタ NB21	1台	耕うん・整地用
	ヤンマー YT470	1台	耕うん・整地用
管理機	ヤンマー MK8	1台	耕うん・除草用
	クボタ TRS600	1台	耕うん・除草用
	ヤンマー ST-512	1台	耕うん・除草用
小型自走運搬車	ヤンマー FG19	1台	資材等の運搬用
	ヤンマー FG183	1台	資材等の運搬用

(2) 使用条件等

本調査における施設等の使用条件は下記のとおりです。また、使用にあたっては、別紙「施設等の使用のきまり」を遵守していただきます。

○共通

- ・支援センター敷地に入ることができる時間は7:00～17:30頃の予定です。時間外は敷地内に立ち入ることができません。また、周辺施設でイベントが開催される場合等は、使用時間が変更となる場合があります。

- ・使用対象施設は、図の赤枠内です。その他の施設は「札幌市農業支援センター圃場管理等業務（以下、「圃場管理等業務」という）」や「さっぽろ農学校（以下、「農学校」という）」で使用するため、それらの作業の妨げにならないよう、市の担当者と事前に打ち合わせを実施してください。
- ・乗用車等車両は、原則駐車場に駐車してください（資料5参照）。駐車箇所は、選定結果の通知によりお知らせします。ただし、資材等の運搬や休憩場所として車両を利用する場合、他の作業者の妨げにならないよう配慮したうえで、園路上に駐車することを認めます。
- ・堆肥舎は、有害鳥獣処理施設として使用しており、運搬車両が出入りしますので、付近への駐車はおやめください。
- ・使用対象以外の施設に立ち入ることはできません。
- ・複数の申し込みがあった場合は、使用する区域や面積を調整いたします。
- ・使用期間中に発生した事故、盗難、損害等について、市は一切責任を負いません。
- ・使用者は安全確保及び第三者への損害防止に十分配慮し、事故・損害発生時には速やかに市担当職員に報告してください。
- ・施設の詳細については、事前相談や現地見学会でご確認ください。

①ほ場（畑）

- ・市では使用前の土起こしのみ行います。また、周囲に影響を与えないよう、雑草や病害虫対策等、最低限の作業も各自でお願いします。
- ・ほ場R-1は有機ほ場です。化学肥料や化学合成農薬は基本使用できませんが、提案条件等により、市が特別に認めた場合はこの限りではありません。
- ・ほ場の一部にはアスパラ、花木、その他植栽が植えられています。撤去していただくことは可能ですが、使用開始時は現状引き渡しとなります。状態については現地見学会の際にご確認ください。
- ・ビニールハウスは骨組みのみの貸与です。ビニールは各自で用意して取り付けてください。劣化している骨組みもありますが、現状貸与となります。
- ・灌水等に利用可能な散水栓（井水）があります。

②建物等

- ・建物の使用時間は、9：00～17：00です。
- ・使用者が複数となった場合、共同使用となります。使用者間で適切に調整を行い、使用していただきます。また、農学校でも使用する場合があり、その際は農学校の使用が優先されます。
- ・事務机等、作業に必要な資材を持ち込むことは可能です。ただし、施設に破損等を及ぼすものではないものとし、必要に応じて養生してください。
- ・順化温室は、図の▲から出入りしてください。順化作業室側や窓から出入り、資材の搬出入をすることはできません。
- ・順化温室の温度・湿度調整等の機器は使用できません。
- ・利用者自身の責任において、物品の管理・保管をしてください。
- ・施設の老朽化等に起因する漏水やその他の影響により、使用者の所有物に破損、汚損、または滅失等が生じた場合、札幌市は一切その責任を負いません。
- ・照明や小型機器等のために電気を使用することは可能です。

③機械等

- ・作業機械及び資材は原則各自準備としますが、支援センター備品である上記（1）③の機械等を使用できます。
- ・使用日時は、圃場維持管理等業務を行う委託業者及び農学校、他の使用者と調整してください。なお、圃場管理等業務及び農学校の使用が優先されます。
- ・燃料は各自使用者の負担となります。詳細は使用決定後、協議いたします。
- ・使用者の過失による故障、破損は使用者の責任で修繕していただきます。
- ・小型自走運搬車の運転は、普通自動車運転免許を所持している者が行ってください。
- ・使用者は、本機械の使用により発生する可能性のある損害に備え、使用者自身を被保険者とする適切な保険に加入してください。

4. 調査の実施条件

（1）調査の流れと予定

①実施要領の公表	令和8年2月4日（水）
②提案の募集	令和8年2月4日（水）～2月20日（金）
③現地見学会	令和8年2月13日（金） (参加申込期限：2月12日（木）午前12時)
④提案の調整	令和8年2月24日（火）～27日（金）
⑤選定結果の通知	令和8年3月2日（月）（予定）
⑥行政財産使用許可申請	令和8年3月6日（金）まで
⑦実施期間	令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間で、事業者が提案する期間（行政財産の使用許可日から許可の期限まで）
⑧実績報告	前期：8月上旬、中期：12月上旬、 後期：令和9年3月下旬 計3回 ※短期間の使用の場合は、期間終了後2週間以内

（2）事業者の条件

法人又は法人グループで業種・業態を問いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている（手続き開始決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその他の反社会的団体である者もしくはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる場合
- ・市税等を滞納している場合
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ・役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいる場合
- ・破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている場合

(3) 提案内容の条件

- ・本調査の背景と目的、取組の方向性に合致するものであること
- ・実現可能な内容であること
- ・使用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと
- ・調査対象外施設やその関係者に迷惑をかけるものではないこと

また、次のいずれかに該当する場合は選定しません。

- ・暴力団の利益になるもの
- ・法令等に違反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・公序良俗に反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・人権侵害となるもの、又はその恐れがあるもの
- ・政治性、宗教性のあるもの
- ・公衆に迷惑をかけるもの、又は危害を与えるもの

(4) その他

①費用について

- ・行政財産（ほ場、建物等）の使用料、加算料は原則、免除とします。
- ・提案事業の実施に要する費用（書類作成、現地調査、対話への参加に係る費用等）及び機械（支援センター備品）使用に係る燃料費は、事業者の負担とします。
- ・事業により利益が生じた場合は、その利益は基本的に事業者に帰属します。

②参加事業者の取扱い

- ・本調査の実施にあたり、事業者等のノウハウや個人（企業）情報に配慮するとともに、公表にあたっては、事前に事業者へ内容を確認します。
- ・今後、サッポロさとらんどにおいて事業者公募等を実施する場合、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ・事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任については、事業を行った事業者が負うものとします。

③その他

- ・事前に関係法令等を確認し、事業者の責任において事業を実施してください。
- ・この要領に定めがない事項については、市と協議の上、決定することとします。

5. 提案方法（申し込み）

使用を希望する事業者から下記のとおり提案を受け付けます。

使用可能な範囲は2(1)のとおりですが、このうち部分的（場所・期間）な希望も受け付けます。

(1) 現地見学会

現地見学会を以下により開催します。参加は任意ですが、施設の老朽化や現状を把握したうえで提案を検討していただくため、できるだけご参加ください。

①開催日時・場所

令和8年2月13日（金）午後2時から1時間程度

農業支援センター（東区丘珠町569番地10ほか）現地集合・現地解散

②申込方法

- ・現地見学会申込シート（様式1）に必要事項を記入し、ファイルを電子メールに

添付してお申込みください。

- ・メールの宛先は4(4)提出先・お問い合わせ先のとおりです。
- ・メールの件名は【現地見学会申込】としてください。
- ・参加申込期限は、2月12日（木）午前12時までです。

(2) 提案書類

提出期限までに、次の書類を提出してください。法人グループで提出される場合は、代表企業が申請してください。

- ①申込書（様式2）
- ②提案計画書（様式3）

※使用する施設と区域図（資料2施設位置図に区域や面積を記入したもの）を添付してください。

- ③希望事業者の概要が確認できる定款、規約の写し等

※法人グループの場合は、構成企業各々の定款、規約の写し等を提出してください。

- ④誓約書（様式4）

(3) 提案募集期間

令和8年2月4日（水）から2月20日（金）まで

(4) 提出先・お問い合わせ先

札幌市経済観光局農政部農政課活用担当係

所在：〒060-8611札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎7階南側

電話番号：（011）211-2406 / Eメール：nosei@city.sapporo.jp

※Eメールの件名は「トライアル・サウンディングの件」としてください。

※Eメールの送信後、数日返信がない場合は、電話等によりご確認ください。

※システム上、4MBを超えるメールは受信できないため、4MBを超える場合には、複数回に分けて送信してください。

(5) 提出書類の取扱い・特許権等

- ・提出された書類・データは返却しません。
- ・提出書類については、審査以外では事業者に無断で使用しません。また、第三者に情報提供しません。

6. 事業者の選定

(1) 書類確認及び調整

- ・市及び上記2の組織が提出書類について、事業者条件や提案条件に合致しているか確認します。
- ・面接や調整を求められたときは、事業者はそれに応じてください。
- ・複数の申し込みがある場合は、区域や使用期間について調整します。
- ・令和7年度トライアル・サウンディングに参加した事業者から継続した調査として提案があった場合、優先的に使用箇所の調整を行うことがあります。
- ・調整がつかない場合は、抽選等により候補者を選定します。
- ・調整に時間を要した場合は、使用開始日が遅れる場合があります。

(2) 選定結果の通知

- ・選定結果について、通知します（3月2日頃になる見込みです）。
- ・審査結果に対する異議は、申し立てることができません。
- ・選定された候補者は、通知に基づいて行政財産の使用許可申請書を提出していただきます。必要書類等については、別途お知らせします。

(3) 使用許可

選定された候補者に対し、行政財産の使用許可証を発行します。

7. 使用の開始と報告

(1) 使用の開始

- ・事業者は、行政財産の使用許可証に基づいて、事業を開始することができます。この時、許可証に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。
- ・使用期間中は、作業日報を作成し、1週間ごとに提出してください。詳細については許可時にお知らせします。
- ・使用期間中は、通知書を携行し、提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 使用の中止

- ・提案内容に反する行為や本調査の目的から逸脱した行為があった場合、災害対応等により市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、使用許可を取り消すことがあります。

(3) 使用実績の報告

- ・事業者は、次の時期を目途に、使用実績を実績報告書（様式5）により報告してください。なお、短期間の使用の場合は、使用期間終了後2週間以内に報告してください。

前期：令和8年8月上旬（7月使用分まで）

中期：令和8年12月上旬（11月使用分まで）

後期：令和9年3月下旬（3月使用分まで）

- ・実績報告の詳細については、決定通知においてあらためてお知らせします。
- ・今後の支援センターの利活用の参考とするため、上記の報告のほか、市から求められた場合は、意見や資料、写真等、情報の共有にご協力をお願いします。

(4) 施設の原状回復

- ・事業で使用した施設については、使用期限までに、事業者において原状回復してください。

8. 参考資料

様式 1 現地見学会申込シート

様式 2 申込書

様式 3 提案計画書

様式 4 誓約書

様式 5 実績報告書

資料 1 位置図

資料 2 施設位置図

資料 3 建物平面図

資料 4 施設写真

資料 5 駐車場位置図

令和8年度札幌市農業支援センターの利活用に係るトライアル・サウンディング
【 施設等の使用のきまり 】

➤ **農業支援センター敷地への入退場、車両の駐車について**

- ・利用時間は、原則 平日、土日祝 7:00～17:30 です。
- ・土日祝は、入口門扉箇所にプラスチックチェーンが掛けられている、またはコーンが設置されているので、外して入場し、その後すぐに元に戻すこと。
- ・駐車場位置は、別紙駐車位置図のとおりです。
- ・乗用車等車両は、原則駐車場に駐車すること。ただし、資材等の運搬や休憩場所として車両を利用する場合、他の作業者の妨げにならないよう配慮したうえで、園路上に駐車することを認めます。
- ・特に堆肥舎は、有害鳥獣処理施設として使用しており、運搬車両が出入りしますので、付近への駐車はしないこと。
- ・駐車する車両には、配布する「駐車許可証」を見る箇所に置くこと。

➤ **ほ場（畑）の使用について**

- ・市では使用前の土起こししか行いません。また、周囲に影響を与えないよう、雑草や病害虫対策等、最低限の作業も各自で行うこと。
- ・ほ場R-1は有機ほ場です。化学肥料や化学合成農薬は基本使用できませんが、提案条件等により、市が特別に認めた場合はこの限りではありません。
- ・ほ場の一部にはアスパラ、花木、その他植栽が植えられています。撤去していただくことは可能ですが、使用開始時は現状引き渡します。
- ・ビニールハウスは骨組みのみの貸与です。ビニールは各自でご用意して取り付けること。劣化している骨組みもありますが、現状貸与となります。
- ・灌水等に利用可能な散水栓（井水）があります。既存の散水ホースを配置するが、不足する場合は各自で用意すること。
- ・農薬を使用する場合は、別紙事業計画書様式に記載すること。

➤ **建物等の使用について**

- ・利用時間 原則 平日、土日祝 9:00～17:00
上記時間以外は入口扉を施錠します。
- ・複数事業者による共同使用となります。資材や苗等の管理は各自の責任で行うこと。
- ・照明や小型機器等のために電気を使用することは可能です。
- ・良識をもって清潔に使用することとし、泥等で汚損した場合は、各自で清掃すること。
- ・農業支援センター事務所棟
 - ・事務室（1階）、会議室（2階）、トイレ（1、2階）が使用対象部屋です。対象外の部屋へは入らないこと。
 - ・事務室は、各事業者に使用範囲を割り振る予定です。割り振られた使用範囲以外は使用しないこと。
 - ・中央監視装置等の設置されている機器や置かれている事務用品等には触れないこと。
 - ・事務机等の作業に必要な資材を持ち込む場合、施設が破損、汚損しないよう注意し、必要に応じて養生すること。
 - ・会議室には、事務机等を持ち込み、常設することはできません。
- ・野菜・花き作業管理棟
 - ・野菜選果室、トイレが使用対象部屋です。対象外の部屋へは入らないこと。
 - ・野菜選果室には、事務机等を持ち込み、常設することはできません。
 - ・冷蔵貯蔵庫、秤などの機器は、原則使用することはできません。

●順化温室

- ・出入りは東側扉からしてください。順化作業室側（西側）や窓から出入り、資材の搬出入をすることはできません。
- ・天井窓、側窓は、入口側エリア・奥側エリアごとで開閉可能です。
- ・順化温室の温度、湿度調整等の機器は使用できません。
- ・育苗等で井水を使用する場合は、順化温室ある井水散水栓が利用可能です。

●屋外トイレ

- ・泥等で汚さないよう注意すること。

➤ **機械（札幌市備品）の使用について**

- ・使用日時は、圃場維持管理業務を行う委託業者及び農学校、他の使用者と調整してください。なお、圃場管理等業務及び農学校の使用が優先されます。
- ・燃料は各自使用者の負担となります。 詳細は使用決定後、協議いたします。
- ・使用者の過失による故障、破損は使用者の責任で修繕していただきます。
- ・小型自走運搬車の運転は、普通自動車運転免許を所持している者が行うこと。
- ・本機械の使用により発生する可能性のある損害に備え、使用者自身を被保険者とする適切な保険に加入すること。

●使用前

- ・機械の状態（燃料、オイル、タイヤの空気圧、各ボルトの緩み、安全カバーの有無等）を点検し、異常がないことを確認したうえで使用すること。
- ・点検結果は所定の点検チェックシートに署名または記名押印すること。

●使用中

- ・トラクター、小型自走運搬車の操作時はヘルメットを着用すること。

➤ **栽培する農作物、農薬等について**

- ・別紙事業計画書様式に、栽培予定の農作物の種類、使用予定の農薬を記載すること。
- ・農薬は最低限の使用とし、農薬取締法を遵守すること。

➤ **収穫物、利益について**

- ・本事業で得られた生産物、及び生じた利益は、基本的に各事業者に帰属します。
- ・利益を得る事業計画である場合、その実績を事業報告書に記載すること。

➤ **残渣等の処理**

- ・発生した残渣物は、細かく裁断して、自らの使用圃場箇所にすき込むか、指定された箇所に投棄すること。
- ・その他廃棄物は、各自で処分すること。

➤ **全般的事項**

- ・農業支援センター圃場など施設は、本トライアル・サウンディング以外にも、複数の事業で使用しています。自らの使用箇所以外の建物、圃場には許可なく立ち入ったり、作物に関与することは一切しないこと。
- ・施設内は全面禁煙です。駐車している車内でも禁煙です。
- ・さっぽろ農学校専修コースの圃場研修のため、受講者（市民）も施設を使用しています。整理整頓に努め、適切な言動、適切な管理を行うよう心がけること。
- ・施設内で事故、盗難等が生じた場合、札幌市は一切責任を負いません。事業者間で事故等が生じた場合は、当事者同士で真摯に対応し、解決するよう努めること。また、軽微な場合を除き、札幌市に報告すること。
- ・施設の破損などが生じた場合は、使用者の瑕疵の有無に問わらず札幌市に報告すること。また、使用者の瑕疵により発生した破損等は、その使用者が修繕すること。

- ・施設の老朽化等に起因する漏水やその他の影響により、使用者の所有物に破損、汚損、または滅失等が生じた場合、札幌市は一切その責任を負いません。
- ・使用が完了した際には、花木等を撤去したもの以外は、原則、原状復旧すること。
- ・その他、疑義が生じた場合は、札幌市担当者にご連絡ください。

連絡先：

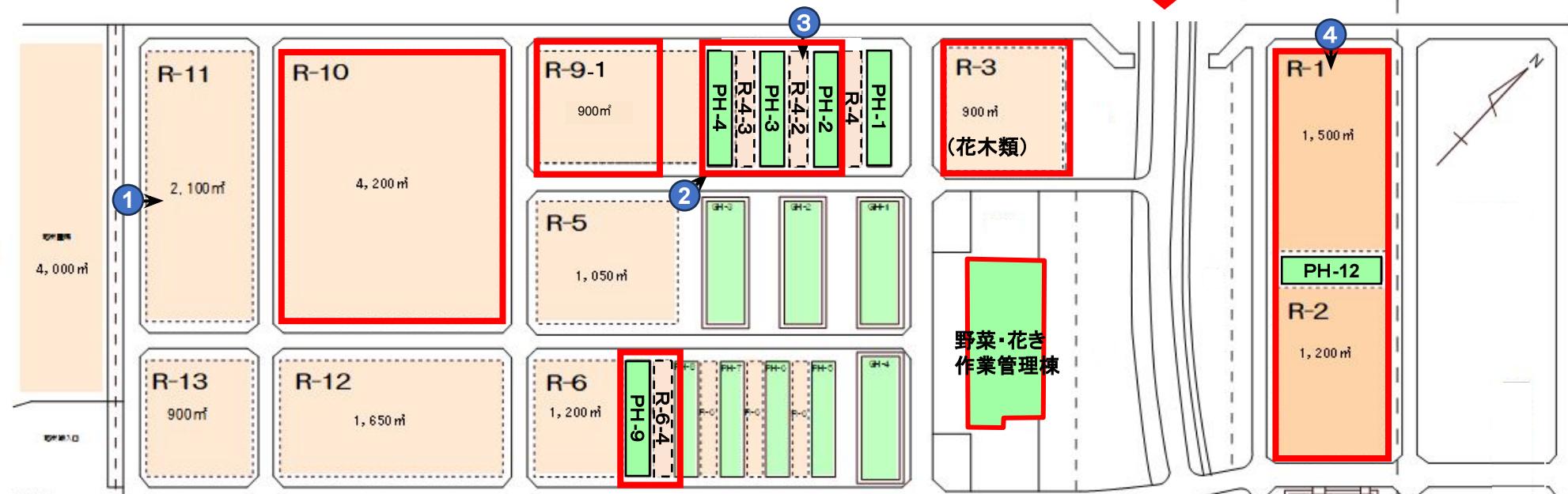
札幌市担当者 経済観光局農政部農政課活用担当係 (011) -211-2406

資料1 位置図



資料2 施設位置図

出入口



●調査対象圃場一覧

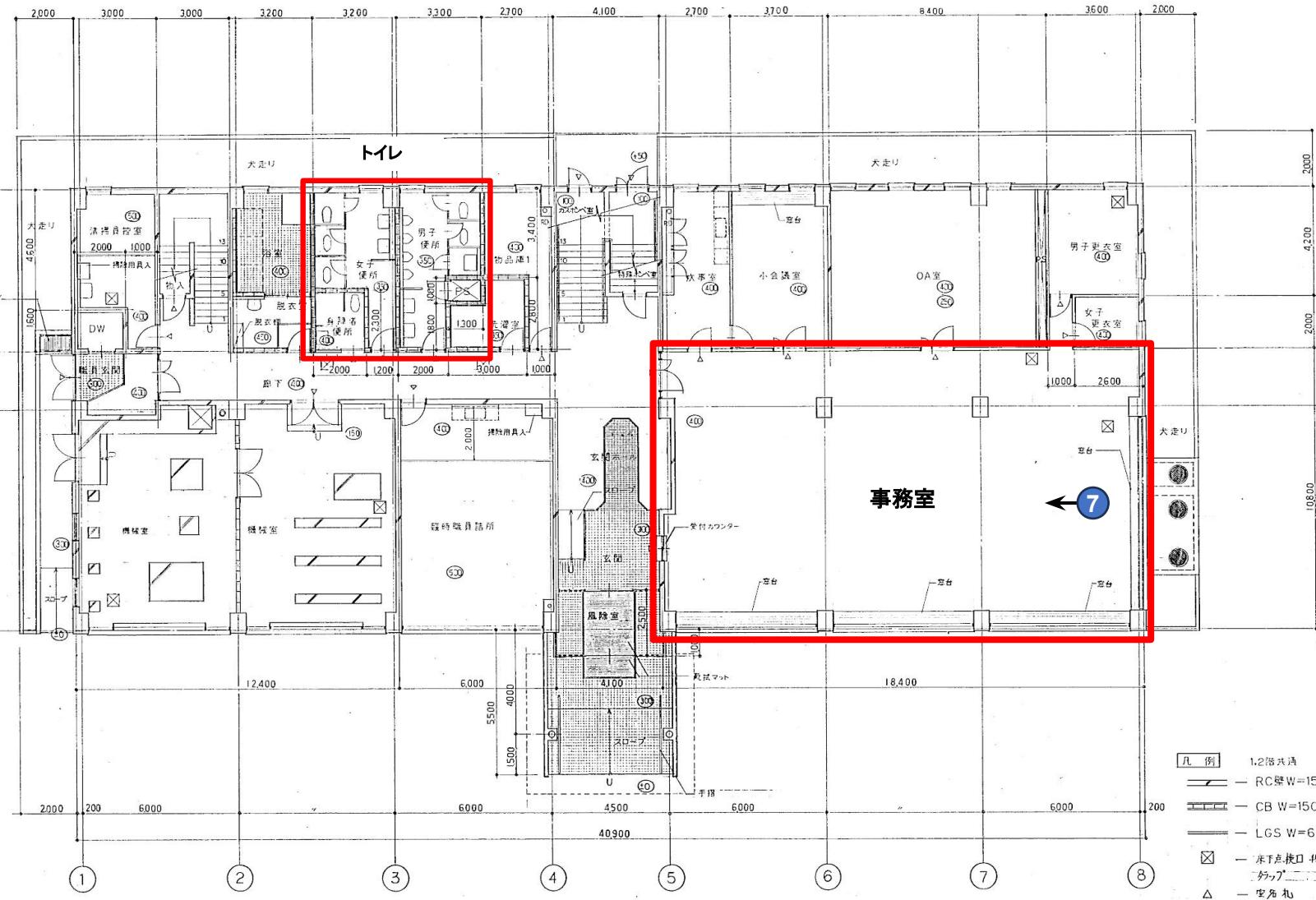
露地栽培	面積(m ²)	備考
R-1	1,500	有機栽培向け
R-2	1,200	
R-3	900	花木類
R-4-2	120	
R-4-3	120	
R-6-4	120	
R-7-2	2,220	
R-8		枠試験圃場
R-9-1	900	一部アスパラ
R-10	4,200	

施設栽培	面積(m ²)	備考
PH-2	180	骨組みのみ
PH-3	180	骨組みのみ
PH-4	180	骨組みのみ
PH-9	180	骨組みのみ
PH-12	180	骨組みのみ、アスパラ

●図の赤枠内が調査対象施設です。

●青囲み数字は写真撮影箇所です。

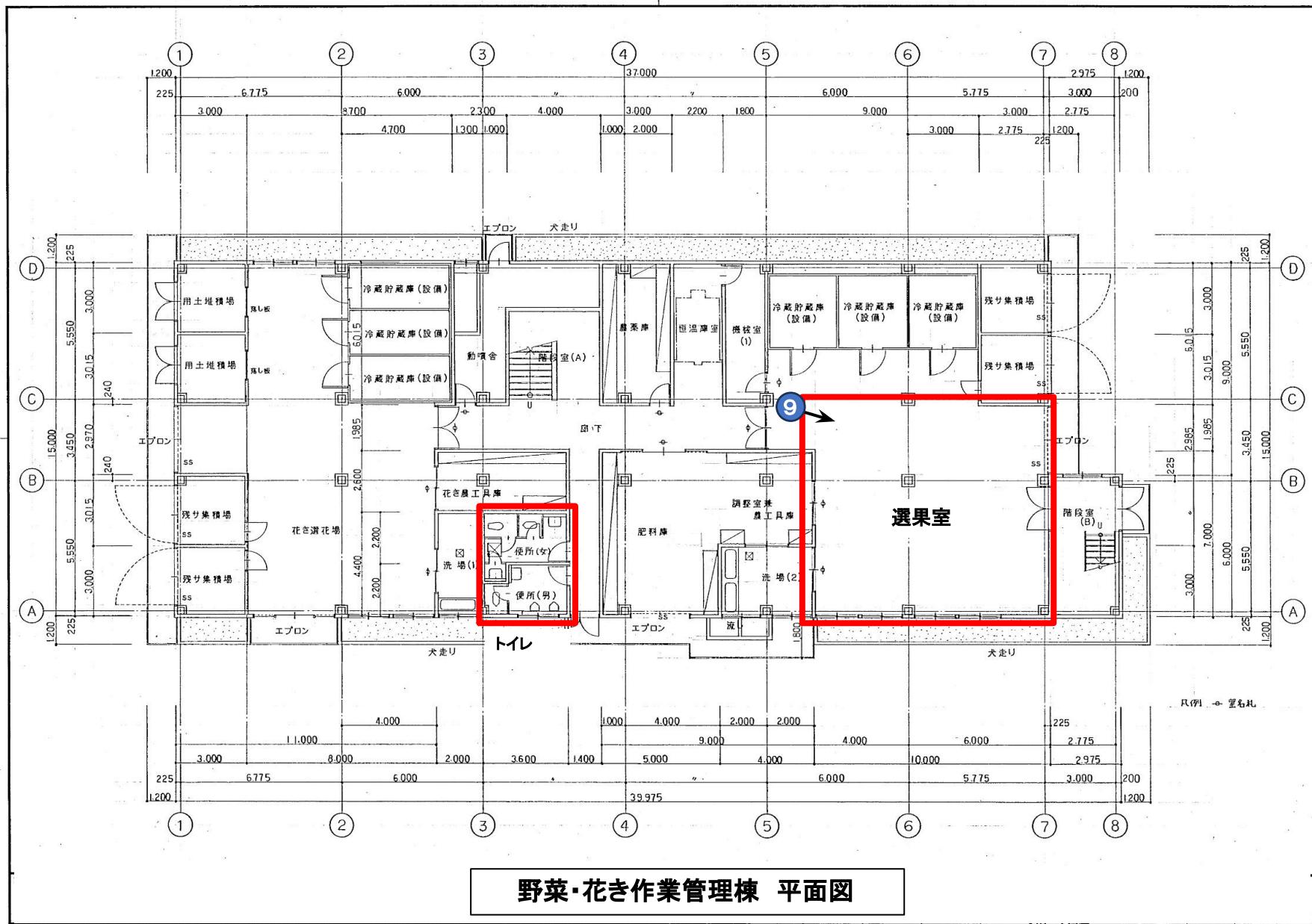




農業支援センター事務所棟1階 平面図



農業支援センター事務所棟2階 平面図



資料4 施設写真

①



④



⑦



②



⑤



⑧



③



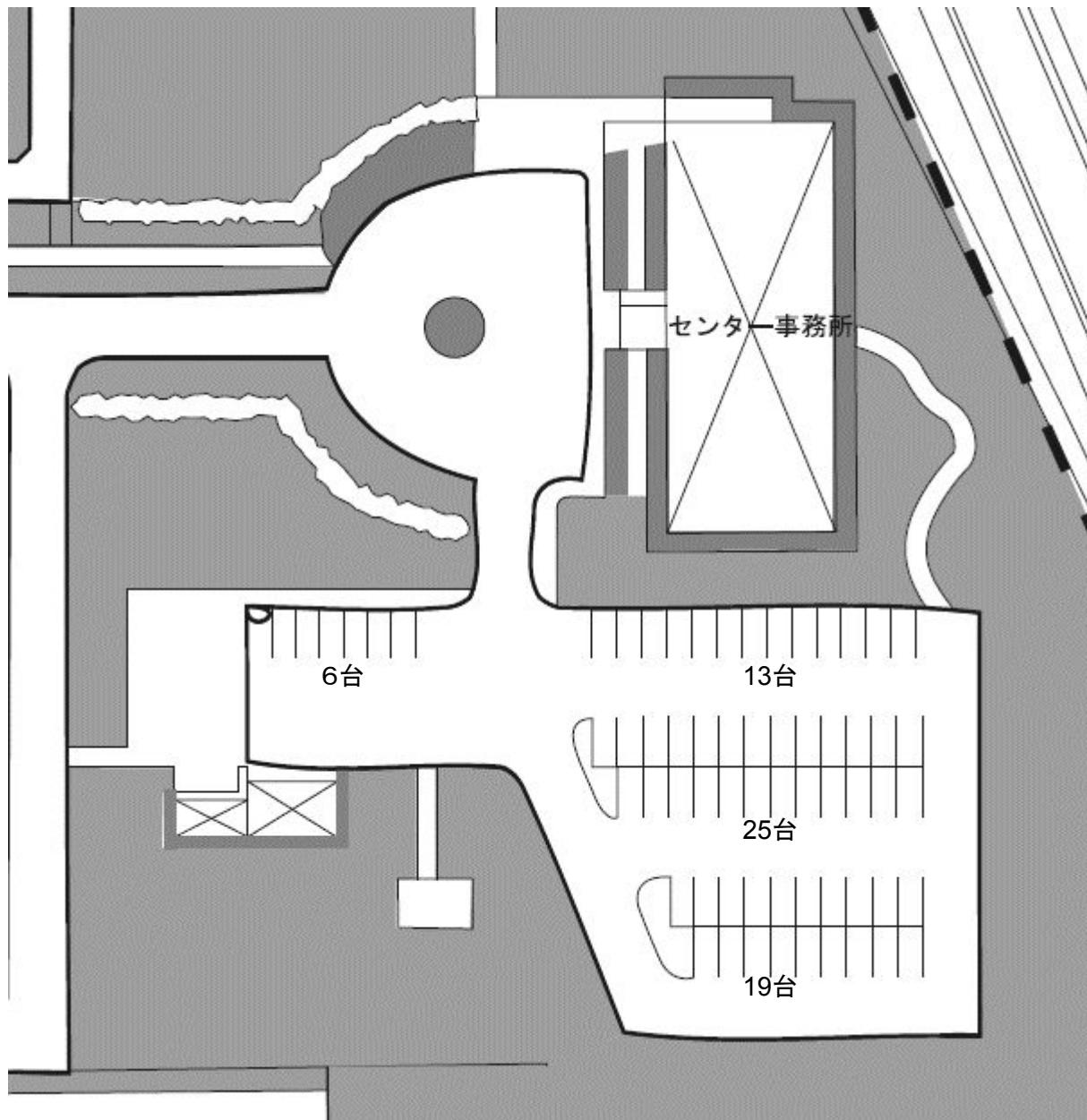
⑥



⑨



資料5 駐車場位置図



※使用する区画については、
決定後お知らせします。